

令和3年度 第2回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和4年1月31日

健康福祉部国保医療課

目 次

1. 諮問について
 - (1) 令和4年度における宗像市国民健康保険事業の運営について
 - ・令和4年度国民健康保険税の税率について
 - (2) 国の動向（制度改定「予定」）について

- 宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

(1) 令和4年度国民健康保険税の税率について

① 国民健康保険事業の概況

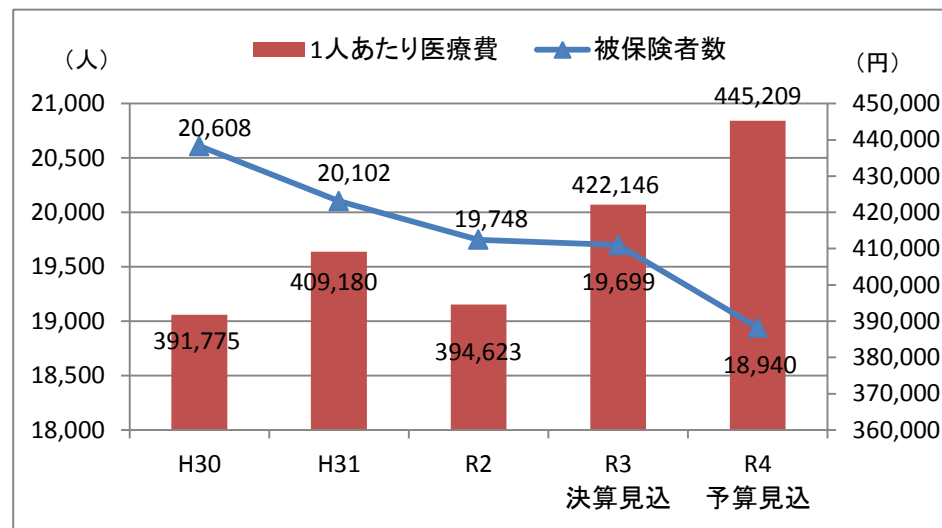
区分	R4年度	R3年度		
	予算(見込)	当初予算	決算見込	
世帯数(世帯)	11,992	11,789	12,609	
被保険者数(人)	全体	18,940	19,293	19,699
	一般	18,940	19,293	19,699
	退職	0	0	0
介護被保険者数(人)	5,348	5,392	5,502	
一人あたり医療費(円)	445,209	417,804	422,146	
一人あたり国保事業費納付金負担額(円)	135,612	134,168	-	

※一般: 退職者医療制度の適用を受けない被保険者

※退職: 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者

(65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】)

※介護: 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)



【参考】

◎令和4年度1人あたり納付金額の本算定情報

	H28納付金相当額	R4納付金額 (激変緩和前)	R4納付金額 (激変緩和後)
宗像市	121,835	135,612	135,612
県平均	128,317	137,527	137,302

◎国民健康保険事業費納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
令和3年度	1,819,131,585円	577,439,573円	191,936,056円	2,588,507,214円
令和4年度	1,829,035,898円	564,675,990円	174,787,569円	2,568,499,457円
前年度比	9,904,313	▲ 12,763,583	▲ 17,148,487	▲ 20,007,757
	100.5%	97.8%	91.1%	99.2%

◎国民健康保険税率の算定について

平成 30 年度の国保制度改革（県単位化）により、県が財政運営の責任主体となって「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）・標準保険料率」を決定し、市は、県が決定した納付金を納付することになっている。

市は、納付金の納付に必要な国民健康保険税率（以下「国保税率」という。）を、標準保険料率を参考に設定する。

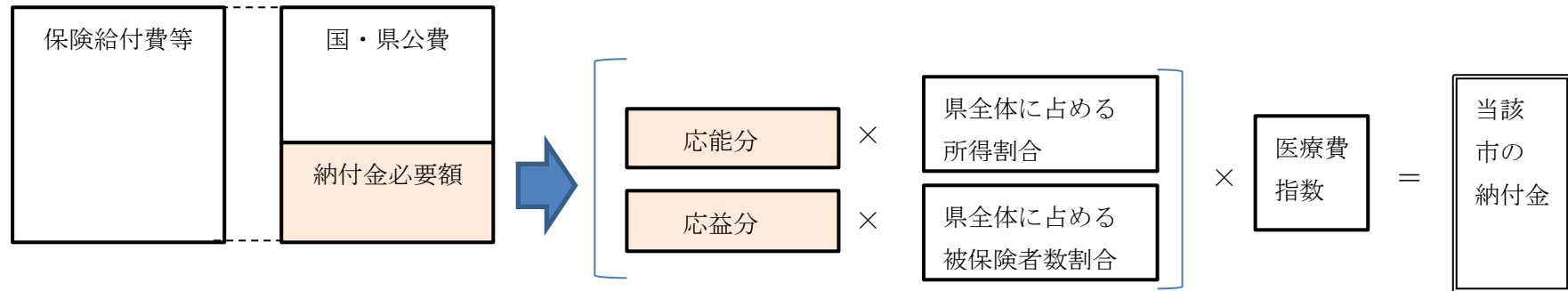
◎納付金の算定方法

市の納付金の算定に当たっては、県全体の医療給付費等の見込額から国庫負担金等の見込額を差し引き、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

県全体の保険給付費等 県全体の納付金必要額

市町村ごとの納付金算定方法



② 令和4年度予算(見込)

※現行税率で試算した場合

(単位:百万円)

収 入					支 出						
	全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比		全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比
保険税	1,804	1,249	428	127	18.2%	総務費	105	105			1.1%
県支出金(保険給付費分)	7,083	7,083			71.3%	保険給付費	7,131	7,131			71.3%
県支出金(保険者努力ほか)	175	175			1.8%	国保事業費納付金	2,568	1,829	565	174	25.7%
繰入金	805	613	145	47	8.1%	保健事業費	135	135			1.4%
繰入金(公費波及増)	21	21			0.2%	直診勘定繰出金	31	31			0.3%
その他収入	41	41			0.4%	その他支出	25	25			0.3%
小計(単年度収入) A	9,929	9,182	573	174	100.0%	小計(単年度支出) B	9,995	9,256	565	174	100.0%
						単年度収支差(A-B)	▲ 66	▲ 74	8	0	

【参考】

基金残高見込額(令和3年度末)
1,352,406千円

③令和4年度国民健康保険税について

【歳入不足額を全額、保険税改定で賄う場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.6	26,400	26,400	2.6	8,300	8,300	2.6	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.6	8,500	8,500	2.6	15,400
	差引	0.2	1,500	1,500	0.0	▲ 200	▲ 200	0.0	0

○1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	69,666円	22,581円	23,980円	99,018円
	改定前	66,497円	22,814円	23,980円	96,082円
	増減	3,169円	▲233円	0円	2,936円
		4.8%	▲1.0%	—	3.1%
1世帯当たり	改定後	110,030円	35,663円	10,694円	156,388円
	改定前	105,025円	36,032円	10,694円	151,751円
	増減	5,005円	▲369円	0円	4,636円
		4.8%	▲1.0%	—	3.1%

【宗像市国民健康保険基金を活用し、被保険者の負担軽減する場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.4	24,900	24,900	2.6	8,300	8,300	2.6	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.6	8,500	8,500	2.6	15,400
	差引	-	-	-	-	▲ 200	▲ 200	-	-
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)		7.4	26,757	25,473	2.60	9,135	8,697	2.5	15,959

○ 1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	66,497円	22,581円	23,980円	95,849円
	改定前	66,497円	22,814円	23,980円	96,082円
	増減	0円	▲233円	0円	▲233円
		-	▲1.0%	-	▲0.2%
1世帯当たり	改定後	105,025円	35,663円	10,694円	151,382円
	改定前	105,025円	36,032円	10,694円	151,751円
	増減	0円	▲369円	0円	▲369円
		-	▲1.0%	-	▲0.2%

《 1 人当たり国民健康保険税見込額を計算 》

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数（18,940 人） で計算しています

介護納付金分については、保険税÷介護第 2 号被保険者数（5,348 人） で計算しています

《 1 世帯あたり国民健康保険税見込額を計算 》

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び全体については、保険税÷世帯数（11,992 世帯） で計算しています

（令和 4 年度国民健康保険税改定の考え方）

令和 4 年度宗像市国民健康保険特別会計予算（案）を編成したところ、全体で約 6,667 万円の歳入不足が見込まれる。

この歳入不足額は、全額保険税で賄うべきところであるが、令和 4 年度国保税率（額）改定においては、国民健康保険制度の改正に伴う国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するため、国民健康保険基金を活用して、被保険者の負担軽減措置を行うこととする。

またその額は、医療給付費分の歳入不足額全額とし、医療給付費分の税率（額）を現行税率に据え置く。

後期高齢者支援金分は、余剰額（8,402 千円）が生じる見込みであることから、均等割、平等割税額をそれぞれ 200 円減額する。

介護納付金分の歳入不足額は国保税率（額）の改定を要しない程度の額であるため、介護納付金分の税率（額）は据え置きとする。

④ モデルケース税試算資料

●ケース1(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,030,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	24,400	14,900	4,900	4,600
改定前	24,600	14,900	5,100	4,600
差額	▲ 200	0	▲ 200	0
(変更率)	99.2%	100.0%	96.1%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	19,800	14,900	4,900	
改定前	20,000	14,900	5,100	
差額	▲ 200	0	▲ 200	—
(変更率)	99.0%	100.0%	96.1%	—

●ケース2(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,210,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	63,400	38,200	12,900	12,300
改定前	63,600	38,200	13,100	12,300
差額	▲ 200	0	▲ 200	0
(変更率)	99.7%	100.0%	98.5%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,710,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	51,100	38,200	12,900	
改定前	51,300	38,200	13,100	
差額	▲ 200	0	▲ 200	—
(変更率)	99.6%	100.0%	98.5%	—

●ケース3(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,606,667
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	128,300	76,800	26,200	25,300
改定前	128,700	76,800	26,600	25,300
差額	▲ 400	0	▲ 400	0
(変更率)	99.7%	100.0%	98.5%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,030,000
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	103,000	76,800	26,200	
改定前	103,400	76,800	26,600	
差額	▲ 400	0	▲ 400	—
(変更率)	99.6%	100.0%	98.5%	—

④ モデルケース税試算資料

●ケース4(1人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,900,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	185,000	110,400	37,900	36,700
改定前	185,400	110,400	38,300	36,700
差額	▲ 400	0	▲ 400	0
(変更率)	99.8%	100.0%	99.0%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,350,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	148,300	110,400	37,900	
改定前	148,700	110,400	38,300	
差額	▲ 400	0	▲ 400	—
(変更率)	99.7%	100.0%	99.0%	—

●ケース5(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	980,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	39,000	22,400	7,400	9,200
改定前	39,200	22,400	7,600	9,200
差額	▲ 200	0	▲ 200	0
(変更率)	99.5%	100.0%	97.4%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	29,800	22,400	7,400	
改定前	30,000	22,400	7,600	
差額	▲ 200	0	▲ 200	—
(変更率)	99.3%	100.0%	97.4%	—

●ケース6(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,225,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	95,900	55,400	18,800	21,700
改定前	96,200	55,400	19,100	21,700
差額	▲ 300	0	▲ 300	0
(変更率)	99.7%	100.0%	98.4%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,775,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	74,200	55,400	18,800	
改定前	74,500	55,400	19,100	
差額	▲ 300	0	▲ 300	—
(変更率)	99.6%	100.0%	98.4%	—

④ モデルケース税試算資料

●ケース7(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,880,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	205,700	119,400	40,800	45,500
改定前	206,200	119,400	41,300	45,500
差額	▲ 500	0	▲ 500	0
(変更率)	99.8%	100.0%	98.8%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,336,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	160,200	119,400	40,800	—
改定前	160,700	119,400	41,300	—
差額	▲ 500	0	▲ 500	—
(変更率)	99.7%	100.0%	98.8%	—

●ケース8(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	3,000,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	330,600	192,300	66,200	72,100
改定前	331,200	192,300	66,800	72,100
差額	▲ 600	0	▲ 600	0
(変更率)	99.8%	100.0%	99.1%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	3,120,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	258,500	192,300	66,200	—
改定前	259,100	192,300	66,800	—
差額	▲ 600	0	▲ 600	—
(変更率)	99.8%	100.0%	99.1%	—

令和3年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	7.5	27,000	24,000	田川市	4.74	-	15,200	13,400	直方市	3.30	-	15,300	-
直方市	9.45	-	22,500	23,300	嘉麻市	3.50	20.0	6,500	6,500	北九州市	3.22	-	9,740	8,580
久留米市	9.37	-	27,200	22,200	直方市	3.30	-	7,700	8,000	福岡市	3.17	-	10,139	7,875
大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	福岡市	3.12	-	8,352	8,260	田川市	3.17	-	13,080	8,400
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	豊前市	3.10	-	8,000	6,000	大牟田市	3.15	-	14,200	-
大川市	8.90	-	29,000	32,000	北九州市	3.03	-	7,910	9,400	宮若市	3.00	3.19	7,900	5,600
行橋市	8.65	-	24,900	27,900	宮若市	3.00	-	7,800	6,500	宗像市	2.60	-	15,400	-
朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	中間市	3.00	-	8,800	6,300	飯塚市	2.60	-	9,100	6,700
柳川市	8.50	-	29,000	31,000	大牟田市	2.95	-	6,200	7,000	みやま市	2.50	-	11,202	8,830
嘉麻市	8.50	30.0	20,000	23,000	朝倉市	2.90	-	8,000	9,000	古賀市	2.40	-	13,200	-
中間市	8.50	-	24,500	25,000	古賀市	2.90	-	8,400	8,500	小郡市	2.40	-	10,000	8,000
古賀市	8.40	-	23,400	23,500	飯塚市	2.80	-	8,100	8,800	柳川市	2.38	-	10,789	8,446
筑後市	8.30	-	29,000	31,000	うきは市	2.70	-	8,000	6,000	行橋市	2.33	-	10,500	8,200
八女市	8.20	-	24,000	24,000	八女市	2.70	-	7,300	7,000	うきは市	2.30	-	12,000	-
小郡市	8.10	-	25,500	27,000	久留米市	2.66	-	7,500	6,400	筑後市	2.30	-	10,000	7,000
福津市	8.00	-	26,700	26,700	小郡市	2.63	-	8,400	9,000	八女市	2.30	-	9,000	7,000
糸島市	8.00	-	24,700	20,500	筑後市	2.60	-	8,000	9,000	大川市	2.27	-	10,000	9,000
北九州市	7.78	-	20,910	24,850	宗像市	2.60	-	8,500	8,500	中間市	2.20	-	7,000	4,500
福岡市	7.72	-	21,814	21,574	柳川市	2.57	-	9,067	9,711	福津市	2.20	-	13,100	-
みやま市	7.61	-	27,545	29,236	大川市	2.56	-	9,000	10,000	糸島市	2.20	-	12,700	-
宗像市	7.40	-	24,900	24,900	みやま市	2.54	-	8,980	9,532	春日市	2.20	-	15,000	-
太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	福津市	2.50	-	8,000	8,000	久留米市	2.11	-	14,700	-
豊前市	7.30	-	21,000	27,000	行橋市	2.49	-	8,700	9,400	太宰府市	2.10	-	16,200	-
筑紫野市	7.20	-	25,000	25,000	太宰府市	2.47	-	8,300	9,200	豊前市	2.10	-	9,000	4,000
春日市	7.10	-	26,000	26,000	糸島市	2.40	-	7,500	6,200	朝倉市	2.00	-	10,000	15,000
大野城市	6.90	-	24,000	24,000	春日市	2.40	-	8,000	8,000	筑紫野市	1.80	-	13,000	-
那珂川市	6.90	-	25,000	25,000	筑紫野市	2.10	-	7,500	7,500	嘉麻市	1.50	-	10,500	-
飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	大野城市	1.70	-	6,000	6,000	大野城市	1.30	-	11,000	-
田川市	6.63	-	20,915	17,882	那珂川市	1.70	-	6,500	6,500	那珂川市	1.30	-	13,000	-
平均	8.09	17.5	24,548	25,153	平均	2.75	20.0	8,145	8,055	平均	2.36	3.2	11,612	7,809

2. 国の動向（制度改定「予定」）について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し

○賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

○政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

○賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層（※）に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

※中間所得者層：低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層

○令和4年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

【現行】

基礎課税額（医療分） 6 3 万円

後期高齢者支援金等課税額 1 9 万円

介護納付金課税額 1 7 万円

合 計 9 9 万円

【改正後】

基礎課税額（医療分） 6 5 万円（2万円引き上げ）

後期高齢者支援金等課税額 2 0 万円（1万円引き上げ）

介護納付金課税額 1 7 万円（据え置き）

合 計 1 0 2 万円（3万円引き上げ）

低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

- 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うこととなっている。
- 軽減判定所得の基準額は、令和4年度は据え置きが決まった。直近の物価等を考慮した結果、引上げる環境にはないと判断。

【軽減判定所得（現行）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋28.5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋52万円×（被保険者数）

※給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）

令和元・2・3年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

(任期:平成31年4月1日～令和4年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
被 保 険 者 代 表 委 員	荒井 かおり	公 益 代 表 委 員	吉田 洋之
	猪狩 美世子		湊上 雅典
	辻 伸子		緒方 文子
	阿久根 文子		中村 洋子
国民健康保険医(医科・歯科) 薬 剤 師 代 表 委 員	三宅 陽	被用者保険等 保険者代表委員	穂坂 克博
	岩野 歩		
	間世田 勇作		
	井野 博文		